

平成26年6月27日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

**大成建設株式会社**

代表取締役社長 山 内 隆 司

## 第154回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第154回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

本総会におきまして、議決権の行使を頂きました株主の皆様には、心よりお礼申し上げますとともに、今後とも格別のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第154期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
  - 第154期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

**決議事項**  
**議 案**

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。（期末配当金は、1株につき3円50銭と決定いたしました。これにより、中間配当金を加えた当期の配当金は、1株につき6円となり、前期配当金に比べ1円の増配となります。）

以 上

## 【上場株式等の配当等に係る税金に関するご案内】

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。

また、2013年1月1日～2037年12月31日までの25年間は、復興特別所得税（以下、「復興税」）として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額が課税されます。

具体的な税率は、下表をご参照ください。

配当等の支払開始日		2013年中	⇒	2014年1月1日～ 2037年12月31日	⇒	2038年 1月1日以降
税率		10.147%		20.315%		20%
内 訳	所得税	7%		15%		15%
	復興税	0.147%		0.315%		—
	住民税	3%		5%		5%

※上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。内国法人の場合は住民税が徴収されません。

※その他詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

## 【NISA（ニーサ：少額投資非課税制度について）】

NISAとは、上場株式や株式投資信託などの譲渡益や配当等を一定額非課税にする制度です。

2014年1月より、毎年上限100万円の非課税投資枠が設定され、NISA口座で新たに取引した投資金額100万円分までの上場株式や株式投資信託などの譲渡益や配当等が最長5年間非課税となります。

NISAご利用にあたってのお手続きの詳細は、お取引の証券会社等にお問い合わせください。